

有料老人ホーム自主点検表兼指導検査調書

施設名	
設置者名	
点検年月日	
点検者名	

※ 記入にあたっての留意事項

- 1 次ページ以降の自主点検表の各事項において、「適・否」欄のうち該当する方を○で囲んで作成してください。
- 2 非該当の項目は、二重線で「適・否」欄の「~~適・否~~」を両方とも消してください。
- 3 サービス付き高齢者向け住宅は、岩手県有料老人ホーム設置運営指導指針の「3 設置者」、「4 立地条件」、「5 規模及び構造設備」、「6 既存建築物等の活用の場合等の特例」及び「10 事業収支計画」の規定が適用されないため、自主点検表による当該項目の点検は不要とします。

点検項目	点 検 内 容	適 否	根 拠
1 組織	<p>(1) 基本方針 人種、信条等により差別的扱いをしたり、信条等を強制的でないか。</p> <p>(2) 就業規則等 ア 短時間労働者を含め、常時10人以上の職員を雇用する施設において、就業規則を整備しているか。 (ア) 絶対的 necessary 記載事項 ① 労働時間に関する事項 ② 賃金に関する事項 ③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） (イ) 相対的 necessary 記載事項 ① 退職手当 ② 臨時の賃金及び最低賃金 ③ 労働者の食費、作業用品等の負担 ④ 安全及び衛生 ⑤ 職業訓練 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助 ⑦ 表彰及び制裁 ⑧ その他 イ 規定内容は、適正であるか。 ウ 退職に関する事項に、解雇の事由が記載されているか。 エ 就業規則を届出しているか。 オ 規定内容と現状に差異はないか。 カ 職員へ周知しているか。 キ 非常勤職員就業規則を定めているか。 ク 性別による差別的な取扱いをしていないか。 ケ 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、必要な措置及び配慮をしているか。 ① 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保 ② 勤務時間の変更及び勤務の軽減</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 適 ・ 否</p>	<p>労働基準法第3条</p> <p>労働基準法第89条</p> <p>労働基準法第89条3号 労働基準法第89条</p> <p>労働基準法第106条 パートタイム労働法第7条 均等法第6条～8条 均等法第12条、13条</p>

	<p>(3) 旅費 旅費に関する規程を整備しているか。(実費以外を支給している場合)</p> <p>(4) 育児休業 ア 育児休業に関する規程を整備しているか。 イ 労働基準監督署に届出ているか。 ウ 育児休業及び勤務時間の短縮措置は、適正に実施しているか。 ① 短時間勤務の制度 ② フレックス制や時差出勤制 ③ 所定労働時間を超えて労働させない制度 ④ 託児施設の設置運営等の便宜の供与</p> <p>(5) 介護休業 ア 介護休業に関する規程を整備しているか。 イ 労働基準監督署に届出ているか。 ウ 介護休業及び勤務時間の短縮措置は、適正に実施しているか。 ① 短時間勤務の制度 ② フレックス制や時差出勤制 ③ 介護サービスを利用する場合の費用助成制度</p> <p>(6) セクハラ セクシュアルハラスメントに関する方針を明確化し、啓発、周知しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p> <p>(7) 宿日直 宿直又は日直業務について、労働基準監督署の許可を得ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>労働基準法第89条第10項</p> <p>育休法第5条~10条 労働基準法第89条</p> <p>育休法第11条~16条 労働基準法第89条</p> <p>均等法第11条</p> <p>労働基準法第41条第3号、同法施行規則第23条</p>
--	---	--	---

2 設置者	(1) 公益法人にあつては、有料老人ホーム事業を行うに当たつて主務官庁の承認を得ているか。	適 ・ 否	指針3(2)
	(2) 個人経営でないか。	適 ・ 否	指針3(4)
	(3) 他業を営んでいる場合は、その財務内容が適正であるか。	適 ・ 否	指針3(5)
	(4) 役員等の中には、有料老人ホーム運営について知識、経験を有する者等を参画させているか。 また、介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、役員等の中に高齢者の介護について知識、経験を有する者を参画させるなど介護サービスが適切に提供される運営体制が確保されているか。	適 ・ 否	指針3(6)

3 立地条件	(1) 入居者が健康で安全な生活を維持できるよう、交通の利便性、地域の環境、災害に対する安全性及び医療機関等との連携等を考慮して立地しているか。	適 ・ 否	指針4(1)
	(2) 有料老人ホームの事業の用に供する土地及び建物については、有料老人ホーム事業以外の目的による抵当権その他の有料老人ホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存しないか。	適 ・ 否	指針4(2)
	(3) 借地による土地に有料老人ホームを設置する場合又は借家において有料老人ホーム事業を実施する場合には、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、契約関係について次の要件を満たしているか。		指針4(3)
	ア 借地の場合（土地の所有者と設置者による土地の賃貸借）		
	(ア) 有料老人ホーム事業のための借地であること及び土地の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記しているか。	適 ・ 否	
	(イ) 建物の登記をするなど法律上の対抗要件を具備しているか。	適 ・ 否	
	(ウ) 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、借地借家法（平成3年法律第90号）第3条の規定に基づき、当初契約の借地契約の期間は30年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っているか。	適 ・ 否	
	(エ) 無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っているか。	適 ・ 否	
	(オ) 設置者による増改築の禁止特約がないこと、又は、増改築について当事者が協議し土地の所有者は特段の事情がない限り増改築につき承諾を与える旨の条項が契約に入っているか。	適 ・ 否	
	(カ) 賃料改定の方法が長期にわたり定まっているか。	適 ・ 否	
(キ) 相続、譲渡等により土地の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っているか。	適 ・ 否		
(ク) 借地人に著しく不利な契約条件が定められていないか。	適 ・ 否		

	<p>イ 借家の場合（建物の所有者と設置者による建物の賃貸借）</p> <p>（ア） 有料老人ホーム事業のための借家であること及び建物の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記しているか。</p> <p>（イ） 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の借家契約の期間（極端に短期間でないこと）を定めた自動更新条項が契約に入っているか。</p> <p>（ウ） 無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っているか。</p> <p>（エ） 賃料改定の方法が長期にわたり定まっているか。</p> <p>（オ） 相続、譲渡等により建物の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っているか。</p> <p>（カ） 建物の賃借人である設置者に著しく不利な契約条件が定められていないか。</p> <p>（キ） 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、建物の優先買取権が契約に定められているか。</p> <p>（4） 借地・借家等の契約関係が複数になる場合にあつては、土地信託方式、生命保険会社による新借地方式及び実質的には二者間の契約関係と同一視できる契約関係であつて当該契約関係が事業の安定に資する等やむを得ないと認められるものに限られているか。</p> <p>（5） 定期借地・借家契約による場合には、入居者との入居契約の契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明しているか。なお、入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約としているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>指針4(4)</p> <p>指針4(5)</p>
--	--	---	---

4 規模及び構造設備	(1) 建物は、入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有しているか。	適 ・ 否	指針5(1)
	(2) 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 ・ 否	指針5(2)
	(3) 建物には、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けているか。また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図っているか。	適 ・ 否	指針5(3)
	(4) 建物の設計に当たっては、ひとにやさしいまちづくり条例の規定を遵守するとともに、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)を踏まえて、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮しているか。	適 ・ 否	指針5(4)
	(5) 建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生について十分考慮されたものであるか。	適 ・ 否	指針5(5)
	(6) 次の居室を設けているか。 ア 一般居室 イ 介護居室 ウ 一時介護室	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	指針5(6)
	(7) 次の設備について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設けているか。 ア 浴室 イ 洗面設備 ウ 便所	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	指針5(7)
	(8) 設置者が提供するサービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設けているか。 ア 食堂 イ 医務室又は健康管理室 ウ 看護・介護職員室	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	指針5(8)

<p>5 既存建築物等の活用の場合等の特例</p>	<p>(1) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上5(9)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、次のいずれかの基準を満たしているか。</p> <p>ア 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の基準を満たすもの</p> <p>(ア) すべての居室が個室であること。</p> <p>(イ) 5(9)に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。</p> <p>(ウ) 次の①又は②のいずれかに適合するものであること</p> <p>① 代替の措置(入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど)を講ずること等により、5(9)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。</p> <p>② 将来において5(9)に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者への説明を行っていること。</p> <p>イ 建物の構造について、文書により適切に入居者又は入居希望者に対して説明しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されているものとして広域振興局長が個別に認めたもの</p> <p>(2) 広域振興局長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものであるか。</p> <p>※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号。以下「改正法」という。)の施行(平成23年10月20日)の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、5(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の基準を適用しないものであること。</p>	<p>適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否</p>	<p>指針6(1)</p> <p>指針6(2)</p>
---------------------------	---	--	-----------------------------

6 職員の配置、研修及び衛生管理等	<p>(1) 職員の配置</p> <p>ア 職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称にかかわらず、次の職員を配置しているか。</p> <p>(ア) 管理者</p> <p>(イ) 生活相談員（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員）</p> <p>(ウ) 栄養士</p> <p>(エ) 調理員</p> <p>イ 介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次により配置しているか。</p> <p>(ア) 要介護者等を直接処遇する職員（介護職員及び看護職員をいう。以下「直接処遇職員」という。）については、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること。</p> <p>(イ) 看護職員については、入居者の健康管理に必要な数を配置すること。ただし、看護職員として看護師の確保が困難な場合には、准看護師を充てることができる。</p> <p>(ウ) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置すること。</p> <p>(エ) 管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者は、高齢者の介護について知識、経験を有する者を配置すること。</p> <p>ウ 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針7(1)</p>
	<p>(2) 職員の研修</p> <p>ア 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施しているか。</p> <p>イ 生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行っているか。</p> <p>ウ 特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年3月31日までは努力義務としていること及び新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けているが、介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針7(2)</p>

7 有料老人ホーム事業の運営	(1) 管理規程の制定 入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程を設けているか。	適 ・ 否	指針8(1)
	(2) 名簿の整備 緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しているか。	適 ・ 否	指針8(2)
	(3) 帳簿の整備 老人福祉法第29条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存しているか。 ア 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況 イ 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 ウ 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容 ① 入浴、排せつ又は食事の介護 ② 食事の提供 ③ 洗濯、掃除等の家事の供与 ④ 健康管理の供与 ⑤ 安否確認又は状況把握サービス ⑥ 生活相談サービス エ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	指針8(3)

	<p>イ 非常災害対策計画等（火災に関するもの）</p> <p>（ア） 消防計画を作成し、所轄消防署に届出ているか。</p> <p>（イ） 消防計画の内容について、関係者に周知しているか。</p> <p>（ウ） 消防署の立入検査の指示事項について、改善しているか。</p> <p>ウ 非常災害対策計画等（自然災害に関するもの）</p> <p>（ア） 水害・土砂災害・地震等地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成しているか。</p> <p>（イ） 非常災害対策計画の内容について、関係者に周知しているか。</p> <p>（ウ） 非常災害対策計画に次の項目が掲載されているか。</p> <p>① 有料老人ホームの立地条件</p> <p>② 災害に関する情報の入手方法</p> <p>③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認</p> <p>④ 避難を開始する時期、判断基準</p> <p>⑤ 避難場所</p> <p>⑥ 避難経路</p> <p>⑦ 避難方法</p> <p>⑧ 災害時の人員体制、指揮系統</p> <p>⑨ 関係機関との連絡体制</p> <p>エ 避難訓練</p> <p>（ア） 年2回以上の避難及び消火訓練を実施しているか。</p> <p>（イ） 夜間（想定）及び昼間の訓練を実施しているか。</p> <p>（ウ） あらかじめ消防署に通知し、有効な訓練を実施しているか。</p> <p>（エ） 水害・土砂災害・地震等地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施しているか。</p> <p>オ 保安設備</p> <p>（ア） 消防用設備等の点検及び消防署への報告並びに自主点検を実施しているか。</p> <p>（イ） 避難器具及び非常通報装置を設置しているか。</p> <p>（ウ） 危険物（プロパンガス、灯油、重油等）の貯蔵及び取扱いについて、安全対策は万全であるか。</p> <p>（7） 衛生管理等</p> <p>ア 感染症の予防及び前ん苑防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>消防法第2、同法附則第3条</p> <p>「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制強化・徹底について」（平成28年9月9日付け老総発・老高発・老振発・老老発0909第1号。以下「厚生労働省通知」という。）</p> <p>消防法施行令第4条第3項、同法施行規則第3条</p> <p>厚生労働省通知</p> <p>消防法第17条、第17条3の3</p> <p>消防法施行令第4条、第10条、第25条</p> <p>指針8（7）</p>
--	---	--	--

	<p>に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</p> <p>イ 感染症用及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っているか。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>エ 感染症発生時に速やかに施設長、関係機関に報告する体制が整っているか。</p> <p>(8) 緊急時の対応 (5) から (7) に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行っているか。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5) から (7) に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。</p> <p>(9) 医療機関等との連携 ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めているか。</p> <p>イ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めているか。</p> <p>ウ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しているか。</p> <p>エ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行っているか。</p> <p>オ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げていないか。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものであるか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針8(8)</p> <p>指針8(9)</p>
--	--	--	-----------------------------

	<p>カ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引していないか。</p> <p>(10) 介護サービス事業所との関係</p> <p>ア 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供しているか。</p> <p>イ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導していないか。</p> <p>ウ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げていないか。</p> <p>(11) 運営懇談会の設置等</p> <p>有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮しているか。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されているか。</p> <p>イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮しているか。</p> <p>ウ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めているか。</p> <p>エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めているか。</p> <p>① 入居者の状況</p> <p>② サービス提供の状況</p> <p>③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針 8 (10)</p> <p>指針 8 (11)</p>
8 サービス等	(1) 設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあつて		指針 9 (1)

	<p>オ 安否確認又は状況把握 入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内で入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施しているか。</p> <p>カ 機能訓練 介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、要介護者等の生活の自立の支援を図る観点から、その身体的、精神的条件に応じた機能訓練等を実施しているか。</p> <p>キ レクリエーション 入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施しているか。</p> <p>ク 身元引受人への連絡等 (ア) 入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等への連絡等所要の措置をとるとともに、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な措置をとっているか。 (イ) 要介護者等については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告しているか。</p> <p>ケ 金銭等管理 (ア) 設置者において入居者の金銭等を管理するにあつては、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であつて、身元引受人等の承諾を得たものであるか。 (イ) 設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあつては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めているか。</p> <p>コ 家族との交流・外出の機会の確保 常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるとともに、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>(2) 設置者は、(1)各号に掲げるサービス等の提供に係る入居者との契約を締結する場合、その職員に対して、提供するサービス等の内容を十分に周知徹底しているか。</p> <p>(3) 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあつては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>指針9(2)</p> <p>指針9(3)</p>
--	---	---	---

	<p>(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施しているか。</p> <p>ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力しているか。</p> <p>イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。</p> <p>ウ 虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置しているか。</p> <p>なお、上記イ～オに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等については、令和6年3月31日まで努力義務としているもの。</p> <p>(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <table border="1" data-bbox="450 1107 1585 1414"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th>開催年月日</th> <th>参加職員</th> <th>介護職員等への周知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回〇〇有料老人ホーム 適正化検討委員会</td> <td>平成30年 月 日</td> <td>〇〇管理者、 〇〇介護職員員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	委員会名	開催年月日	参加職員	介護職員等への周知方法	第1回〇〇有料老人ホーム 適正化検討委員会	平成30年 月 日	〇〇管理者、 〇〇介護職員員										<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針9(4)</p> <p>指針9(5)</p> <p>指針9(6)</p> <p>指針9(7)</p>
委員会名	開催年月日	参加職員	介護職員等への周知方法																
第1回〇〇有料老人ホーム 適正化検討委員会	平成30年 月 日	〇〇管理者、 〇〇介護職員員																	

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。

- ① 指針制定（改正）年月日 平成 年 月 日（制定・改正）
- ② 下記内容について指針に盛り込まれているか。

<p><u>身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込む内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。（年2回以上）

研修名	開催年月日	記録の有無	参加していない職員への周知方法
第1回〇〇有料老人ホーム 身体的拘束適正化研修会	平成30年 月 日	有	

エ 新規採用時に、身体的拘束等適正化の研修を実施しているか。

研修名	開催年月日	記録の有無	採用年月日

適 ・ 否

適 ・ 否

適 ・ 否

適 ・ 否

	第1回〇〇有料老人ホーム身体の 拘束正化研修会	平成30年 月 日	有			

9 事業収支計画	<p>(1) 資金の確保等 初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用等を詳細に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達しているか。また、資金の調達に当たっては主たる取引金融機関等を確保しているか。</p> <p>ア 調査関係費 イ 土地関係費 ウ 建築関係費 エ 募集関係費 オ 開業準備関係費 カ 公共負担金 キ 租税公課 ク 期中金利 ケ 予備費</p>	適 ・ 否	指針 10(2)
	<p>(2) 資金収支計画及び損益計画 次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定しているか。</p> <p>ア 長期安定的な経営が可能な計画であるか。 イ 最低 30 年以上の長期的な計画を策定し、少なくとも 3 年ごとに見直しを行っているか。 ウ 借入金の返済に当たっては、資金計画上無理のない計画となっているか。 エ 適切かつ実行可能な募集計画に基づいているか。 オ 長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者発生率を勘案しているか。 カ 人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を適切に見込んでいるか。 キ 前払金（入居時に老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）としているか。 ク 常に適正な資金残高があるか。</p>	<p>適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否</p>	指針 10(3)
	<p>(3) 経理・会計の独立 有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分しているか。また、他の事業に流用していないか。</p>	適 ・ 否	指針 10(4)

10 利用料等	<p>(1) 利用料</p> <p>ア 家賃（賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る部分を含む。） 当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回っていないか。</p> <p>イ 敷金 敷金を受領する場合には、その額は6か月分を超えないこととし、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還しているか。</p> <p>ウ 介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価（以下「サービス費用」という。） （ア）入居者に対するサービスに必要な費用の額（食費、介護費用その他の運営費等）を基礎とする適切な額としているか。 （イ）多額の前払金を払えば毎月の支払は一切なく生涯生活を保証するという終身保証契約が締結されていないか。 （ウ）設置者が、サービスを提供した都度個々にそのサービス費用を受領する場合については、提供するサービスの内容に応じて人件費、材料費等を勘案した適切な額としているか。 （エ）介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知）の規定によるものに限られているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	指針11(1)
---------	--	---	---------

	<p>(2) 前払い方式によって入居者が支払を行う場合</p> <p>ア 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明しているか。</p> <p>イ 老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）に規定する必要な保全措置を講じているか。 なお、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務付けの経過措置期間が終了し、令和 3 年 4 月 1 日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じているか。</p> <p>ウ 前払金の算定根拠は、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定しているか。 ① 期間の定めがある契約の場合 (1ヶ月分の家賃又はサービス費用) × (契約期間(月数)) ② 終身にわたる契約の場合 (1ヶ月分の家賃又はサービス費用) × (想定居住期間(月数)) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額)</p> <p>エ サービス費用の前払金の額の算出については、想定居住期間、開設後の経過年数に応じた要介護発生率、介護必要期間、職員配置等を勘案した合理的な積算方法によるものとしているか。</p> <p>オ 前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額となっているか。</p> <p>カ 老人福祉法第 29 条第 10 項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実にしているか。</p> <p>キ 入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則(昭和 38 年厚生省令第 28 号)第 21 条第 1 項第 1 号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害していないか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針 11(2)</p>
--	--	---	-----------------

11 契約内容等	<p>(1) 契約締結に関する手続等</p> <p>ア 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて事前に十分説明しているか。 特定施設入居者生活介護等の指定を受けた設置者にあつては、入居契約時には特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明しているか。</p> <p>イ 前払金の内金は、前払金の20%以内とし、残金は引渡し日前の合理的な期日以降に徴収しているか。</p> <p>ウ 入居開始可能日前の契約解除の場合については、既受領金の全額を返還しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針12(1)</p>
	<p>(2) 契約内容</p> <p>ア 入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されているか。</p> <p>イ 介護サービスを提供する場合にあつては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程上明確にしているか。</p> <p>ウ 利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にしているか。</p> <p>エ 入居契約書に定める設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないか。また、入居者、設置者双方の契約解除条項を入居契約書上定めているか。</p> <p>オ 要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認するとともに、身元引受人等の意見を聴くことを入居契約書又は管理規程上明らかにしているか。</p> <p>カ 一定の要介護状態になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する契約の場合、又は、介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する契約の場合にあつては、次の手続を含む一連の手続を入居契約書又は管理規程上明らかにしているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針12(2)</p>

	<p>(ア) 医師の意見を聴くこと。 (イ) 本人又は身元引受人等の同意を得ること。 (ウ) 一定の観察期間を設けること。</p> <p>キ 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従っているか。</p> <p>(3) 一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える場合の家賃相当額の差額が発生した場合の取扱いについても考慮されているか。</p> <p>(4) 重要事項の説明等</p> <p>ア 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）を作成し、入居者に誤解を与えないよう必要な事項を実態に即して正確に記載しているか。 また、同様式の別添1「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添2「入居者の個別選択によるサービス一覧表」を重要事項説明書に添付しているか。</p> <p>イ 重要事項説明書は、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付しているか。</p> <p>ウ 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行っているか。</p> <p>(ア) 設置者の概要 (イ) 有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。） (ウ) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 (エ) 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関係する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類 (オ) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨</p> <p>エ その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行っているか。</p> <p>オ 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明しているか。</p> <p>(5) 体験入居</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針12(3)</p> <p>指針12(4)</p> <p>指針12(5)</p>
--	--	--	--

	<p>体験入居を希望する入居希望者に対して、契約締結前に体験入居の機会の確保を図っているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>(6) 入居者募集等</p>		指針 12(6)
	<p>ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示しているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号。以下「不当表示告示」という。）を遵守しているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>(7) 苦情解決の方法</p>		指針 12(7)
	<p>入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知しているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>(8) 事故発生の防止の対応</p>		指針 12(8)
	<p>ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備しているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>ウ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行っているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>エ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置しているか。なお、事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の配置については、令和 3 年 9 月 30 日までは努力義務としているもの。</p>	適 ・ 否	
	<p>(9) 事故発生時の対応</p>		指針 12(9)
	<p>ア 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに広域振興局長及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>イ 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>ウ 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行っているか。</p>	適 ・ 否	

	<p>(10) 財産保全制度の説明 契約に際して、成年後見制度等の財産保全制度や市町村、社会福祉協議会等の行う高齢者の財産を保全する事業等の財産保全に関する制度、事業の説明を行っているか。</p>	適 ・ 否	指針 12(10)
12 情報開示	<p>(1) 有料老人ホームの運営に関する情報 設置者は、老人福祉法第 29 条第 7 項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付しているか。</p> <p>(2) 有料老人ホームの経営状況に関する情報 前払金を受領する有料老人ホームにあつては、次の事項に留意しているか。 ア 前払金が将来の家賃、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供しているか。 イ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮しているか。</p> <p>(3) 有料老人ホーム情報の報告 設置者は、老人福祉法第 29 条第 11 項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を毎年 7 月末までに広域振興局長に対して報告しているか。</p> <p>(4) 有料老人ホーム種類の表示 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの種類を、別表「有料老人ホームの種類」のとおり分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記しているか。</p> <p>(5) 介護の職員体制に関する情報 有料老人ホームの種類の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5：1以上」、「2：</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>指針 13(1)</p> <p>指針 13(2)</p> <p>指針 13(3)</p> <p>指針 13(4)</p> <p>指針 13(5)</p>

	1以上」又は「2.5：1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあつては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明しているか。		
--	--	--	--